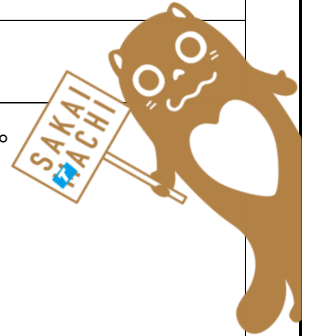


令和8年度 境町児童クラブ利用案内

この利用案内には、児童クラブ入所及び利用に関わる重要な事項が記載されていますので、必ずお読みいただき、大切に保管してください。

令和8年4月から入所を希望する方へ

受付期間	令和7年10月15日(水)～令和7年11月21日(金)(郵送の場合、消印有効)
対象者	児童クラブの入所要件を満たし、 入所開始希望月が令和8年4月の方
申込方法	必要書類を <u>児童クラブ</u> へ直接持参又は子ども未来課へ郵送。 (郵送の場合のみ下記へお送りください) 〒306-0495 境町391-1 境町役場子ども未来課 児童クラブ申込受付担当 宛 ※ 記入漏れや書類に不備がある場合は、再提出を依頼する場合や審査対象から外れる場合があります。 ※ 申込書と各種必要書類をそろえ、内容を確認のうえ任意の封筒に切手を貼付し郵送してください。 ※ 郵便事故への対応はできません。
書類受付時間	最寄りの児童クラブ：午後1時30分～午後6時00分 ※ 児童クラブの休所日は書類の受付をしていません。
審査結果	一斉に審査を行い、令和8年1月下旬(予定)に通知します。



上記受付期間後に申込む方へ

年度途中(4月を除く)から入所を希望する方へ

入所開始希望月に応じて次のとおり受け付けます。

受付期間	入所開始希望月の2か月前の11日～前月10日(郵送の場合、消印有効)
審査結果	入所開始希望月の前月20日程度に通知します。

長期休業期間のみ入所を希望する方へ

受付期間	夏休みの入所： 令和8年5月12日(火)～6月10日(水) (郵送の場合、消印有効) 冬休みの入所： } 令和8年10月14日(水)～11月20日(金) 春休みの入所： } (郵送の場合、消印有効)
対象者	児童クラブの入所要件を満たし、入所希望日が、 夏休み：令和8年7月21日～8月31日の方 冬休み：令和8年12月25日～令和9年1月7日の方 春休み：令和9年3月25日～4月5日の方 ※ 上記は境町の規則により定められた期間です。前後の祝休日などにより、実際の休みの期間は増える場合があります。
審査結果	夏休みの入所： 一斉に審査を行い、令和8年6月下旬(予定)に通知します。 冬休みの入所： 一斉に審査を行い、令和8年12月下旬(予定)に通知します。 春休みの入所： 一斉に審査を行い、令和9年1月下旬(予定)に通知します。

※ 各児童クラブの状況、学校の長期休業期間によっては新規の受付を中止する場合があります。

※ いずれの申請においても、児童クラブの受入可能人数を超えた場合は、入所をお待ちいただくことがあります。

1 児童クラブの概要

(1) 児童クラブとは

児童クラブとは、保護者が就労等により、昼間家庭にいないお子様を預かり、適切な遊びや生活の場を提供し、お子様の健全な育成を図るところです。

(2) おやつ・昼食

児童クラブでは、お子様の体調維持のため、おやつの提供を行っています(平日は午後4時ごろ、土曜日などは午前10時ごろと午後3時ごろ提供)。

長期休業期間中には、保護者の負担軽減のため、昼食の提供を行っています(事前に申し込みが必要です。)

なお、食物アレルギーのある児童については、お子様の安全確保のため、原則として、おやつ、お弁当の持参をお願いします。

(3) 開設時間

① 基本開設時間

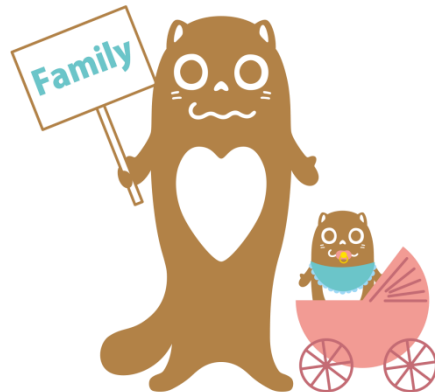
- ・ 小学校の授業日 : 放課後から午後6時まで
- ・ 小学校の休業日(土曜日、春休み・夏休み・冬休みの日、振替休業日など) : 午前7時30分から午後6時まで

② 延長開設時間

- ・ 開設日 : 午後6時から午後7時まで(あらかじめ児童クラブへの届け出が必要です)
※午後7時には閉門(閉室)します。

(4) 休所日

- ・ 日曜日
- ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・ 12月29日から翌年1月3日まで
- ・ その他町長が定める日



2 入所の基準と必要書類について

(1) 入所申込できる児童クラブ

入所申込できる児童クラブは、通学する小学校の通学区域内にある児童クラブになります。

(2) 児童クラブの入所要件

次の①～③の全てを満たす必要があります。

- ① 境町内の小学校に在学しているお子様(町内へ転校予定を含む)
- ② 申込日時点で児童クラブ負担金に滞納がないこと
- ③ 保護者が以下の理由により、昼間家庭においてお子様の健全な育成を行うことができないと認められること

ア 就労しているため

イ 妊娠中・出産後であるため

ウ 疾病・負傷・障害のため

エ 親族の介護のため

オ 就業を目的として学校又は職業訓練校などに就学しているため

カ 障害児者の通学等の付き添いをしているため

キ 求職活動をしているため

(長期休み期間のみ入所を希望する場合は、求職活動を理由に申込することはできません。)

ク その他上記に類する理由のため

※保護者が就労、就学、又は育児休業から復職する場合の申込については、就労・就学開始日、又は育児休業から復職する日の属する月の初日からの入所を希望することができます。

※医療行為を必要とするお子様や、特定の重度の感染症に罹っているお子様は児童クラブに入所できないことがあります。

(3) 申込に必要な書類

① 児童クラブ入所申込書(※お子様1人につき1枚の申込書が必要です。)

② 添付書類

㊦ 入所を希望する理由を証明する書類

入所を希望する理由	必要な添付書類
就労している(就労が内定している)場合	就労証明書(指定様式) ※別紙「就労証明書」に勤務先で証明を受けてください。 ※自営の場合は主な経営者が証明してください。 ※申込の3か月以内に、保育園及び認定こども園入園申込みなどで子ども未来課へ提出している場合、省略可。 ※放課後の利用は 15 時以降の就労、長期休みの利用は 7:30～15:00 のうち 4 時間以上の就労が必要です。
妊娠中・出産後の場合	母子健康手帳の写し(表紙と出産予定日がわかるページ)
疾病・負傷・障害の場合	医師の診断書(病名・療養期間の記載のあるもの。写しも可) 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の写し
親族を常時介護している場合	介護を要する者の病状等が記載された医師の診断書 (病名・療養期間の記載のあるもの。写しも可) 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の写し
就業を目的として学校、職業訓練校等に就学している場合	在学証明書(在学期間等の記載があるもの) カリキュラム(時間割)
障害児者の通学等の付き添いをしている場合	学校長等の証明書
求職活動している場合	添付書類なし

※保護者の方それぞれについて証明が必要です。(児童手当で別居監護申立をしている保護者の就労証明書は不要ですので、申込の際にその旨お申し出ください。)

保護者 : 同居の父母及び65歳未満の同居の祖父母です。内縁、事実婚を含みます。

同居 : 同一住所、同一敷地内、隣の敷地を含みます。

65歳未満 : 入所を希望する月の1日時点です。申込日時点ではありません。

※添付書類がそろわない場合は、原則、審査の対象とすることができません。受付期間内に書類が間に合わない場合は、子ども未来課にご相談ください。

※兄弟姉妹等で同一日に申込する場合は、添付書類はお子様1人分で構いません。

※複数箇所ですら就労している場合は、全ての就労先の同月分の就労証明書を添付してください。

① 児童クラブ入所に関する同意書兼誓約書(指定用紙)

兄弟姉妹等で同一日に申込する場合は、1枚で構いません。

㊥ 境町町税等預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(指定用紙、該当者のみ)

ア 「納入義務者」は児童クラブ入所申込みをする保護者とし、「口座名義人」は、納入義務者と異なる場合、原則児童クラブ入所申込書に記載のある保護者に限ります。

イ 兄弟姉妹等で申込する場合は、お子様1人分で構いません。

ウ 次に該当する方は不要です。引き続き同じ口座から振替します。

- ・以前に児童クラブ負担金を口座振替していた方

- ・以前におおぞら保育園やひまわり保育園、コビープリスクールさかい、遊徳保育園の保育料を口座振替していた方

3 入所の承認等について

(1) 入所審査について

申込書の記載事項、提出された証明書などの添付書類により、入所要件を満たしているかどうかの審査を行います。また、入所申込の内容(学年、保護者の就労日数・時間等)を点数化し、入所の必要性(点数)の高いお子様から入所の決定をします。

※必要に応じて確認の連絡をする場合や、追加で書類を提出していただく場合があります。

(2) 入所審査の結果について

① 入所を承認する場合は、「児童クラブ入所承認通知書」により通知します。

※入所承認期間は原則として令和9年3月31日までとなります。

ただし、次の場合は入所承認期間が異なります。

入所を希望する理由	承認期間
期間の定めのある就労・就学のため	就労・就学の終了月までの期間
妊娠中、出産後のため	出産月の後2か月までの期間
疾病・負傷・障害のため	町長が必要と認める期間
親族の介護のため	町長が必要と認める期間
障害児者の通学等の付き添いのため	町長が必要と認める期間
求職活動をしているため	原則として2か月間

② 入所を保留とする場合は、「児童クラブ入所保留通知書」により通知します。

入所承認者数が児童クラブの受入可能人数を超えた場合、入所をお待ちいただくこととなりますが、入所児童の退所等により受け入れ可能となった場合は、その時点で入所の必要性(点数)が一番高いお子様から随時入所承認を行います。

③ 入所を不承認とする場合は、「児童クラブ入所不承認通知書」により通知します。

申込日時点で児童クラブ負担金に滞納がある場合や、入所要件を満たしていない場合は、児童クラブに入所できません。

(3) 入所申込を取り下げる場合

児童クラブの入所申込を取り下げる場合は、入所日より前に「児童クラブ入所申込取下げ届」を提出してください。

(4) 申込内容に変更が生じる場合

申込書に記載した内容から変更が生じる場合は、次の書類を提出してください。

変更の内容	必要書類
① 住所、氏名、電話番号等に変更が生じる場合	・状況変更届 ※新たに保護者が増えた場合は、その方の就労証明書等の添付書類を提出してください。
② 入所要件に変更が生じる場合	・状況変更届 ・新たな入所を希望する理由を証明する書類
③ 保護者の就労状況に変更が生じる場合(転職や雇用条件の変更など)	・状況変更届 ・変更後の就労証明書
④ 退職後に求職活動を行う場合	・状況変更届 ※退職日と求職活動を行う旨を記載してください。
⑤ (転居等により)児童クラブを変更したい場合	・状況変更届 ※就労証明書等の添付書類は、既にご提出いただいているものから変更がない場合、提出不要です。

※就労証明書について、申込の3か月以内に、保育園及び認定こども園入園申込みなどで子ども未来課へ提出している場合、省略可。

※⑤につきましては、変更月の10日までに状況変更届及び必要書類を提出してください。

※⑤につきましては、変更先の児童クラブが受入可能人数を超えた場合、入所をお待ちいただくことになります。

(5) 児童クラブを退所する場合

児童クラブを退所する場合は、退所月の10日までに「児童クラブ退所届」を提出してください。

※期日までに提出がない場合、翌月分の負担金が発生することがあります。

(6) 入所承認の取り消しについて

次に該当する場合は、入所の承認を取り消す場合があります。

- ① 児童クラブの入所要件を満たさなくなったとき
- ② 児童クラブ負担金を正当な理由なく3か月以上にわたり滞納したとき
- ③ 入所の申込に虚偽又は不正があったとき
- ④ 医療行為が必要となった場合や、特定の重度の感染症にかかるなど、集団における指導が困難となったとき

4 児童クラブの費用について

(1) 児童クラブの費用

負担金として、次の金額をお支払いください。納期限は、利用月（夏休みの期間中に利用する場合は7月、冬休みの期間中に利用する場合は12月、春休みの期間中に利用する場合は3月）の末日です。

町営の児童クラブは原則口座振替となります。12月の負担金につきましては、年末年始の関係で、納期限が月末ではなく25日ごろになります。土日や休日等により前後いたしますので、詳細につきましては子ども未来課までお問い合わせください。

はなぶさ児童クラブ、静小児童クラブは各クラブの指定する支払方法、納期限に従ってお支払いください。詳細は各児童クラブまでお問い合わせください。

光熱水費や食材料費等の物価高騰により影響を受けている子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、放課後児童クラブの利用料について、令和8年度においても利用料は一律月額4,000円（おやつ代含む、学校休業日の期間中に限り入所する場合を除く）に減額いたします。

区分	単位期間	負担金額
年間を通して入所する場合 (月途中の入所又は退所を含む。)	1か月	4,000円
学校休業日の期間中に限り入所する場合	夏休みの期間	5,000円
	冬休みの期間	2,000円
	春休みの期間	

※入所初月には、上記のほか傷害保険加入費用として800円がかかります。

※保証期間は年度切り替えのため、入所時期によっては1,600円かかる場合があります。

例：令和5年度に一度もクラブに入所せず、令和6年度の春休み（3月25日～4月5日）期間中利用した場合

春休み保険加入費用：800円（3月分）+800円（4月分）以降年度内保険加入費用：0円

※長期休み期間には昼食を希望する方のみ昼食代がかかります。（1日当たり250円で申込日数に応じる）

(2) 負担金の減免

① 減免の対象

次に該当する場合は、負担金の減免の対象になります。

減免の対象	減免額	必要書類
ア 生活保護を受けている世帯	利用に要する費用分を減額	・児童クラブ負担金減免申請書(指定様式) ・生活保護受給票の写し
イ 境町就学援助費事務取扱要領による保護を受けている世帯	利用に要する費用分を減額	・児童クラブ負担金減免申請書(指定様式) ・判定通知の写し
ウ 月の全日数欠席することを <u>事前</u> に届け出た世帯	全額免除	・児童クラブ負担金減免申請書(指定様式) ・児童クラブ欠席届(指定様式)

② 申請方法

入所承認後、ア・イについては減免の適用を受けたい月の10日までに、ウについては減免の適用を受けたい前月の10日までに申請してください。

また、ウについては病気・ケガ以外を除く同一理由で3か月以上連続しての全日数欠席は退所となりますので注意してください。

※さかのぼって減免はできませんので注意してください。

③ 結果の通知

「児童クラブ負担金減免可否決定通知書」により通知します。

(3) 減免理由の消滅について

減免を受けた方が、生活保護を受給しなくなった場合など、減免理由がなくなった場合は「児童クラブ負担金減免理由消滅届」を提出してください。

5 児童クラブの利用にあたって

(1) 児童クラブ入所申込書について

- ① お子様を安全・安心にお預かりするため、児童クラブ入所申込書の写しを児童クラブへ送付します。
- ② お子様が児童クラブ活動に参加できないような体調不良(病気・けがなど)となった場合には、児童クラブ入所申込書に記載のある緊急連絡先に連絡をします。保護者又は代理人の方が速やかにお迎えに来られるように、複数の連絡先の記入にご協力ください。

※お子様の体調不良時に、保護者と連絡が取れない場合、最寄りの病院や診療所に受診します。

(2) 児童の送迎について

- ① お子様の安全を考え、原則として、保護者又は成人の代理人が送迎してください。
- ② 代理人が送迎する場合は児童クラブ入所申込書に記載のある方をお願いします。やむを得ず記載のない方が送迎する場合には、事前に保護者から児童クラブに連絡してください。
- ③ 必ず児童クラブ開設時間中に送迎してください。
- ④ 自家用車で送迎する場合、必ず徐行で指定駐車場内を出入りし、停車の際はサイドブレーキをかけ、エンジンを切り、鍵をかけてください。

※児童クラブの室内までお子様を送迎し、児童クラブと駐車場の間をお子様一人で登室・降室させないでください。

※保護者は、勤務等が終わり次第、速やかに児童クラブへ迎えに来てください。

(3) 児童クラブでの過ごし方・出欠席について

集団生活のなかで遊びを通じて自主性や創造性を高め、お子様の安全確保に配慮しながら、心身ともに健やかに育成することを目的として活動しています。

- ① 児童クラブ管理下の事故に対しては、傷害保険に加入しますので、一部給付を受けることができます(通院1日以上の場合)。
- ② 安全管理に十分注意をしてお預かりしていますが、元気に動き回る子どもですから、すり傷・ひっかき傷・こぶなどをつくる場合があることをご了承ください。
- ③ 保護者は、勤務が休みの日や早めに帰宅できる日などは、お子様も児童クラブを休ませて親子のふれあいを大切にしてください。
- ④ 持ち物は、バッグ、リュックなど、なるべくファスナーがあるものにすべて入れて登室してください。

㊦ すべての持参物に名前をはっきりと記入してください。

④ 学校休業日や小学校で給食のない日はお弁当・水筒が必要です。長期休み期間について希望する方に昼食を支給しますので、昼食を希望する方は別途申込が必要です。

※飲み物について、おやつ2回と弁当の時間に十分に飲める分量を入れ、水筒以外の缶・ビン・紙パック・ペットボトルなどはご遠慮ください。

㊧ 学校休業日は1時間ほど自主学習の時間帯を設けますので、勉強道具を持参してください。

① ゲーム機器類、危険なもの、貴重品は持参しないでください。

⑤ 開設時間中の一時外出は、原則として認めていません。

⑥ 出席予定の日に欠席する場合は、あらかじめ保護者が児童クラブに連絡してください。

※学校を欠席・早退する場合は、必ず児童クラブにも連絡をしてください。

※2週間以上欠席する場合は、事前に「児童クラブ欠席届」の提出が必要です。

⑦ インフルエンザなどにより出席停止となったお子様や学級閉鎖となったクラスのお子様は、児童クラブに出席できません。

境町児童クラブ一覧

No.	名称	所在地	電話番号
1	にこにこ児童クラブ	293番地 境小学校内	0280-87-4181 (留守番電話機能付)
2	長田小児童クラブ	蛇池409番地24 長田小学校隣接地	0280-87-3613 (留守番電話機能付)
3	猿島小児童クラブ	大歩333番地 猿島小学校内	0280-87-3614 (留守番電話機能付)
4	静小児童クラブ	塚崎696番地3 静小学校教職員駐車場内	0280-87-3330 (留守番電話機能付)
5	はなぶさ児童クラブ	若林2342番地1 認定こども園はなぶさ内	0280-86-5535

茨 城 県

境町

SAKAI TOWN

担当課 子ども未来課

住所 〒306-0495 茨城県猿島郡境町391-1
電話 0280-81-1301

(月～金8:30～17:15※土日祝日・年末年始を除く)

FAX 0280-87-5933 (上記開庁時間のみ対応)

